

# 日本大学歯学会会則

## (名 称)

第1条 本学会の名称は、日本大学歯学会 (Nihon University Society of Dentistry) とし、その事務局を日本大学歯学部内に置く。

## (目 的)

第2条 本学会は、歯科医学及びこれに関連する学術領域の進歩を図り、もつて国民の健康に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 本学会は、次の事業を行う。

- ① 会員の研究成果を発表するため、学術大会を原則として年1回開催する
- ② 会員の研究成果を公表するため、機関誌「日大歯学」を発行し、会員に配布する
- ③ 本学会の対象とする学術領域における研究業績に対し表彰を行う。ただし、表彰規定は別に定める
- ④ その他、本学会の目的を達成するために必要な事業を行う

## (会員の構成)

第4条 本学会は、次の会員で構成する。

- ① 正会員 第2条の目的に賛同する個人で、理事会において承認された者（日本大学歯学部の教員、研究講座員、研究生、研究員ならびにポスト・ドクトラル・フェロー等）
- ② 学生会員 第2条の目的に賛同する学生で、理事会において承認された者。ただし、学生会員に関わる必要事項は別に定める
- ③ 法人会員 第2条の目的に賛同し、理事会において承認された法人または団体
- ④ 名誉会員 本学会の活動に特に功労があった理事経験者で、常任理事会で推薦され、理事会において承認された者

## (入会の手続き)

第5条 本学会に入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し、本学会事務局に申し込むものとする。

## (退会等の手続き)

第6条 会員が退会を希望する場合または会員の姓名、連絡先等の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに本学会事務局に届け出るものとする。

2 日本大学大学院歯学研究科の大学院生の在学中の退会は認めない。

- 3 退会者には、納入済の当該年度会費を返還しない。
- 4 年度途中の退会であっても、退会年度までの年会費を納入する必要がある。  
(会員資格の喪失)

第7条 正会員、学生会員及び法人会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会で審議の上、その資格を取り消すことができる。

- ① 退会届を提出し、受理された場合
  - ② 2年間以上会費を未納した場合
  - ③ 第2条の本学会の目的に反する行為を行い、本学会の名誉を傷つけた場合
- (再入会の手続き)

第8条 第7条第2項に基づいて退会措置となつた者が再び入会を希望した場合、未納期間の年会費相当額を納付することで再入会の資格を得る。ただし、納付の上限は再入会年度の年会費を含めた5年分とする。

(役員の構成)

第9条 本学会の運営を円滑にするため、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 常任理事 若干名
- ④ 理事 若干名
- ⑤ 監事 若干名
- ⑥ 評議員 若干名
- ⑦ 幹事 若干名

(役員の職務)

第10条 役員の職務は以下の各項による。

- 2 会長は、本学会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、総務、集会、会計、編集の各会務を担当する。
  - ① 総務担当常任理事は、会員の入退会に関する事項、総会ならびに役員会に関する事項、その他、本学会の運営全般に関する会務を担当する
  - ② 集会担当常任理事は、総会ならびに学術大会の運営に関する会務を担当する
  - ③ 会計担当常任理事は、本学会の予算・決算に関する会務を担当する
  - ④ 編集担当常任理事は、編集委員会を招集し、機関誌「日大歯学」の編集・刊行に関する事項を担当する
- 5 理事は、本学会の会務に関する重要事項を審議する。

- 6 監事は、本学会の各事業および会計を監査する。
- 7 評議員は、理事会から提案された案件について、評議、決定する。
- 8 幹事は、常任理事の担当する会務を補佐する。

(役員の委嘱)

第 11 条 役員の委嘱は次のとおりとする。

- ① 会長は、歯学部長がこれに当たる
- ② 副会長は、会長が委嘱し、総会において承認する
- ③ 常任理事は、会長が委嘱し、総会において承認する
- ④ 理事は、会長が専任教授に委嘱し、総会において承認する
- ⑤ 監事は、会長が専任教授に委嘱し、総会において承認する
- ⑥ 評議員は、会長が専任教授及び専任准教授、若しくは当該講座の代表 1 名に委嘱し、総会において承認する
- ⑦ 幹事は会長が委嘱する

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、次のとおりとする。

- ① 会長の任期は、学部長在任期間と同一とする。
- ② 常任理事および監事の任期は 1 年とする。ただし、副会長、編集担当常任理事および監事については再任を妨げない。
- ③ 会計・集会・総務担当常任理事については、この順序で同一の理事が 1 年ずつ続けて担当する。任期は最長で計 3 年とする。
- ④ 理事、評議員、および監事の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 13 条 本学会は第 2 条の目的を達成するため、次の会議を開催する。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 編集委員会

(総会・学術大会)

第 14 条 総会・学術大会は、会長の招集により、年 1 回 5 月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第 15 条 役員会は、常任理事会、理事会及び評議員会とし、第 8 条に定める役員をもって構成する。

- 2 常任理事会、理事会及び評議員会は、会長が隨時召集し、総務担当常任理事がその議長を務める。

(編集委員会)

第 16 条 編集委員会は、投稿原稿の査読、雑誌の編集および刊行、投稿規定の作成、その他の機関誌編集に関する業務を担当する。

2 編集委員会は、常設委員会とし、その委員は編集担当常任理事が推薦し、会長が委嘱する。

(経 費)

第 17 条 本学会の経費は、会費、寄付金およびその他の帰属収入をもって支弁する。

(会 費)

第 18 条 会費は、正会員 年額 5,000 円、学生会員 年額 2,000 円とし、年度当初に納入する。ただし、研究講座員については入室時に一括して 100,000 円を納入する。なお、名誉会員の会費は免除する。

2 日本大学口腔科学会の会員は当日会費 3,000 円をもって、本学会において発表することができる。

(会 計)

第 19 条 本学会の予算・決算は、理事会及び評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

2 本学会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会則の変更)

第 20 条 この会則を改正する場合は、理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

昭和 32 年 4 月 1 日	制定	昭和 32 年 4 月 1 日	施行
平成 6 年 5 月 22 日	一部改正	平成 7 年 1 月 1 日	施行
平成 8 年 5 月 26 日	改正	平成 8 年 4 月 1 日	施行
平成 13 年 11 月 25 日	改正	平成 13 年 11 月 25 日	施行
平成 14 年 5 月 18 日	改正	平成 14 年 5 月 18 日	施行
平成 15 年 5 月 18 日	改正	平成 15 年 5 月 18 日	施行
平成 16 年 5 月 22 日	改正	平成 16 年 5 月 22 日	施行
平成 18 年 5 月 20 日	改正	平成 18 年 5 月 20 日	施行
平成 19 年 5 月 19 日	改正	平成 19 年 5 月 19 日	施行

平成 22 年 5 月 15 日 改正

平成 22 年 5 月 15 日 施行

令和 5 年 5 月 21 日 改正

令和 5 年 5 月 21 日 施行

令和 6 年 5 月 19 日 改正

令和 6 年 4 月 1 日 施行

# 日本大学歯学会表彰規定

## 第1章 総 則

第1条 日本大学歯学会会則第3条第3項に基づく、学術領域における研究業績に対する表彰または奨励（以下選奨という）に関する事項は、この定めによる。

第2条 選奨は次のとおりとする。

日本大学歯学会奨励賞（以下奨励賞という）

第3条 前条の選奨の候補者を選考するため、選考委員会を置く。

第4条 選奨の受賞者は選考委員会の議を経て、理事会において決定する。また、受賞者の所属、氏名、演題名を翌年の総会で公表する。

第5条 選奨は副賞を総会その他の適当な機会において贈呈する。

## 第2章 日本大学歯学会奨励賞

第6条 奨励賞は、優れた若手研究者を育成する目的で、本学会総会・学術大会において優秀な発表を行い、かつ、次の各号に該当する者に授与する。

- ① 選考の時期に本学会員である者
- ② 講演の時期において35歳以下の者
- ③ 過去に奨励賞を受賞していない者

第7条 奨励賞の受賞者は原則5名以内とする。ただし、理事会の議決により受賞者数を変更することができる。

第8条 選考の対象となる演題は、表彰の時期の前年の本学会総会・学術大会において発表されたものに限る。

第9条 奨励賞は副賞として20,000円を贈呈する。

## 第3章 選考委員会

第10条 第3条による選考委員会は、奨励賞選考委員会とする。

第11条 奨励賞選考委員会の委員は、会長が理事の中から若干名を指名した後、

理事会の承認により決定する。

第12条 奨励賞選考委員会は、理事会において選奨の受賞者が決定したときをもって解散する。

#### 第4章 規定の改正

第13条 この規定を改定する場合は、理事会において決定し、総会に報告することとする。

#### 附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

平成8年5月26日制定	平成8年4月1日施行
平成19年5月19日改正	平成19年5月19日施行
平成22年5月15日改正	平成22年5月15日施行
令和2年5月7日改正	令和2年4月1日施行
令和4年6月20日改正	令和4年4月1日施行